

## 法人税及び地方法人税並びに法人の消費税の申告・納付期限と源泉 所得税の納付期限の個別指定による期限延長手続に関する F A Q

令和 2 年 4 月  
(令和2年4月30日更新)

国税庁では、新型コロナウイルス感染症の影響により、当面の申告や納税などに関して寄せられた質問等を取りまとめた「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関する F A Q」を公表し、法人の取扱いについても、案内しているところです。

昨今の新型コロナウイルス感染症の各地での感染の拡大状況を踏まえると、これから申告期限を迎える法人の中には、期限までに申告等が困難な方々も多いものと考えられます。

そこで、この F A Q では、新型コロナウイルス感染症の影響により、期限までに申告等が困難な方々の為に、個別の申告期限延長の手続等について取りまとめましたので、参考としてください。

### 目 次

- 問 1. どのような場合に法人は個別延長が認められますか。
- 問 2. 個別延長の場合の申告・納付期限はいつになりますか。
- 問 3. 申請や届出など、申告以外の手続きも個別延長の対象となりますか。
- 問 4. 個別延長する場合には、どのような手続きが必要となりますか。

問1. どのような場合に法人は個別延長が認められますか。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、法人がその期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合には、申請していただくことにより期限の個別延長が認められます。
- このやむを得ない理由については、例えば、法人の役員や従業員等が新型コロナウイルス感染症に感染したようなケースだけでなく、次のような方々がいることにより通常の業務体制が維持できないことや、事業活動を縮小せざるを得ないこと、取引先や関係会社においても感染症による影響が生じていることなどにより決算作業が間に合わず、期限までに申告が困難なケースなども該当することになります。
  - ① 体調不良により外出を控えている方がいること
  - ② 平日の在宅勤務を要請している自治体にお住いの方がいること
  - ③ 感染拡大防止のため企業の勧奨により在宅勤務等をしている方がいること
  - ④ 感染拡大防止のため外出を控えている方がいること
- また、上記のような理由以外であっても、感染症の影響を受けて申告・納付期限までに申告・納付が困難な場合には、個別に申告・納付期限の延長が認められます。

問2. 個別延長の場合の申告・納付期限はいつになりますか。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、期限内に申告・納付することが困難な法人については、申告・納付ができないやむを得ない理由がやんだ日から2か月以内の日を指定して申告・納付期限が延長されることとなります。
- つきましては、法人の申告書等を作成・提出することが可能となった時点で申告を行ってください。

問3. 申請や届出など、申告以外の手続きも個別延長の対象となりますか。

- 法人税や消費税、源泉所得税に係る各種申請や届出など、申告以外の手続きについても、新型コロナウイルス感染症の影響により、提出が困難な場合は、個別に期限延長の取扱いを行うこととしております。

問4. 個別延長する場合には、どのような手続きが必要となりますか。

- 別途、申請書等を提出していただく必要はなく、申告書の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」である旨を付記していただくこととしております※。

このため、当初の申告期限以降に、申告書を提出する場合には、新型コロナウイルス感染症の影響による申告期限及び納付期限を延長する旨を以下の方法で作成していただきますようお願いいたします。

※ 源泉所得税においては、納付を行う際に所得税徴収高計算書の「摘要」欄に「新型コロナウイルスによる納付期限延長申請」である旨を付記していただくこととしております。

- この場合、申告期限及び納付期限は原則として申告書等の提出日となります。

○ 書面の申告書で申告・納付期限延長を申請する場合の記載例

申告書の右上の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載してください。

【法人税申告書の記載例】

令和 年 月 日 税務署長殿		法人区分 <small>左記以外の公益法人                  等、協同組合等は                  協会の監理法人</small>		青色申告 一連番号		別表一 各事業年度の所得に係る申告書
				整理番号		
納税地	電話( ) -	事業種目	<small>期末現在の資本金の額又は出資金の額</small>	円	事業年度(至)	年 月 日
(フリガナ) 法人名		同非区分	<small>同上#1欄以下の普通法人のうち中小法人に該当しないもの</small>	非中小法人	売上金額	年 月 日
法人番号		旧納税地及び旧法人名等	特 定 同族会社 同族会社 非同族会社		申告年月日	年 月 日
(フリガナ) 代表者記名押印	印	添付書類	<small>貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書又は損益計算書、勘定科目別の収支明細書、事業報告書、取締役会議に採る定款等の写し、組織変更届に採る総取組等の明細書</small>		申告区分	法人税 中期 期限 修正 地方 法人税 中期 期限 修正
代表者住所						

新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請

【消費税及び地方消費税申告書の記載例】

令和 年 月 日 税務署長殿		一連番号		翌年以降送付不要
納税地	(電話番号) - -	申告年月日	令和 年 月 日	
(フリガナ) 名称又は屋号		申告区分	指導等 庁指定 局指定	
		通信日付印 確認印	身元	

新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請

G K 0 3 0 4

【法人税中間（予定）申告書の記載例】

法人税法第七十一条第一項の規定による予定申告書 地方税法第十六条第一項の規定による予定申告書		令和 年 月 日 税務署長殿		整理番号	
納税地 (電話番号 - - )		前事業年度等 自平成 年 月 日 至平成 年 月 日		法人税額の計算	
				地方税法額額の計算	
(フリガナ) 法人名		平成 年 月 日 事業年度分予定申告書 平成 年 月 日 課税事業年度分予定申告書		修正・更正・決定の年月日	
				修正・更正・決定の年月日	
(フリガナ) 代表者 自署押印		通信日付印 年 月 日		前事業年度 法人税額	前課税事業年度 地方法人税額
				この申告前 の法人税額	この申告前 の地方法人税額
(フリガナ) 代表者 住所		この申告に より増加する 法人税額		差引法人税額	差引地方法人税額
				この申告に より増加する 地方法人税額	この申告に より増加する 地方法人税額
税理士 署名押印		この申告が修正申告である場合の 地方法人税額の計算		月数換算 同上の税額 × 6	月数換算 同上の税額 × 6
				納付すべき法人税額	納付すべき地方法人税額

別表十八  
二十八・四・一以後提出分

【消費税及び地方消費税の中間申告書の記載例】

第26号様式 消費税及び地方消費税の中間申告書		令和 年 月 日 税務署長殿		整理番号	
納税地 (電話番号 - - )		平成 年 月 日 課税期間分の中間申告書 平成 年 月 日		前課税期間	
				修正・更正・決定の年月日	
(フリガナ) 名称 又は屋号		税務署 通信日付印 年 月 日		前課税期間 の消費税額	
				中間申告 対象期間	
個人番号 又は 法人番号		確認書類 個人番号カード／通知カード 運転免許証 その他( )		月数換算	
				前課税期間 の消費税額 ×	
(フリガナ) 代表者氏名 又は氏名		この申告で 申告書が修正 の場合の		納付すべき 消費税額	
				納付すべき 地方消費税額	
税理士 署名押印 (電話番号 - - )		消費 税 この申告前 の税額 この申告に より増加 する税額		消費 税 この申告前 の税額 この申告に より増加 する税額	
				消費 税 この申告前 の税額 この申告に より増加 する税額	
消費 税 この申告前 の税額 この申告に より増加 する税額		地方 消費 税 この申告前 の税額 この申告に より増加 する税額		消費 税及び地方 消費 税の合計 納付税額	
				消費 税及び地方 消費 税の合計 納付税額	

(注) 平成28年1月1日以後に開始する課税期間分の中間申告書から、個人番号又は法人番号を記載する必要があります。

【源泉所得税（所得税徴収高計算書）の記載例】

所得税徴収高計算書の「摘要」欄に「新型コロナウイルスによる納付期限延長申請」と記載してください。

国税 収納資金 (納付書) 給与所得・退職所得等の 所得税徴収高計算書 領収済通知書 (記入例) 1234567890

32309 令和 年度 税務署名 税務署番号 税務署使用欄 整理番号

区分	支払年月日	人 員	支 額	納 額
俸給・給料等 (01)				
賞与(役員賞与を除く) (02)				
日雇労働者の賃金 (06)				
退職手当等 (07)				
税理士等の報酬 (08)				
役員賞与 (03)				
同上の支払確定年月日				

年未調整による不足税額 (04) 年未調整による超過税額 (05) ▲

本 税 延 滞 税

合計額

◎ 合計額の金額頭部には必ず「¥」字を枠の中に記載してください、あて先

◎ この用紙は直接機械で処理しますので汚したり折り曲げたりしないでください。

納期等の区分 令和 年 月 支払分源泉所得税及び雑種特別所得税

証券受領 全額 一部 現金

内証受領 証券番号 振出人 (領収日付印)

数字は記入例を見て裏のボールペンで力を入れて枠からはみださないように記載してください。

徴収者氏名 (御中)

住所 (所在地) (電話番号 - -)

氏名 (御中)

要 新型コロナウイルスによる納付期限延長申請

左記の合計額を領収しました。

○ 各種会計ソフトを利用して e-Tax で申告・納付期限延長を申請する場合の入力例

【法人税及び地方法人税並びに消費税及び地方消費税申告書の e-Tax ソフトの入力例】

電子申告及び申請・届出による添付書類の送付書の「電子申告及び申請・届出名」欄等に、「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と入力してください。

※利用者識別番号		[ ]	
※受付番号	[ ]	※受付日時	令和 [ ] / [ ] / [ ] : [ ] : [ ]

電子申告及び申請・届出による添付書類送付書

<p style="text-align: center;">税務署受付印</p> <p style="text-align: center;">令和 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日</p> <p style="text-align: center;">[ ] 税務署長 殿</p> <p>電子申告及び申請・届出による添付書類について、次のとおり送付します。</p>	※法人番号	[ ]	※整理番号	[ ]
	納税地	〒 [ ] - [ ] 東京都千代田区霞ヶ関		
	(フリガナ)	カブシキガイシャ コクゼイショウジ		
	法人等の名称	㈱ 国税商事		
	(フリガナ)	コクゼイタロウ		
代表者氏名	国税太郎			
代表者住所	〒 [ ] - [ ] 東京都千代田区霞ヶ関			
電子申告及び申請・届出名	新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請			
添付書類名	[ ]			

「電子申告及び申請・届出名」欄又は「添付書類名」欄に文言を入力し、各税目の e-Tax 申告書と同時送信

【源泉所得税（所得税徴収高計算書）のe-Taxソフトの入力例】

所得税徴収高計算書の「摘要」欄に「新型コロナウイルスによる納付期限延長申請」と入力してください。

給与所得・退職所得等の 所得税徴収高計算書 (給)					
32399	令和 年度	税務署名 税務署	税務署番号	税務署使用欄 110	整理番号
区分	支払年月日	人員	支給額	税額	
俸給・給料等 (01)	年月日 - 月日	人	円	円	
賞与(役員賞与を除く) (02)	~	(個)			
日雇労働者の 賃金(06)					
退職手当等 (07)	~				
税理士等の 報酬(08)	~				
役員賞与 (03)	~				
同上の支払 確定年月日				年末調整による 不足税額(04)	
納 期 特 例 分	住所 (電話番号 - - ) (所在地)			年末調整による 超過税額(05)	▲
	氏名 (名称)			本 税	
		様(御中)		延滞税	
	摘要	新型コロナウイルスによる納付期限延長申請		合計額	
納期等の区分					
令和 年 月					
自					
令和					
至					
支払分源泉所得税 及び復興特別所得税					
所得税徴収高計算書用紙の送付の要否					
<input checked="" type="radio"/> 1 送付不要 <input type="radio"/> 2 送付希望					



